

平成22年度の労務に関する法改正について①

平成22年度の労働関係諸法令に関する主な変更点を
ご紹介します。

●各種保険料率の改定

(1)雇用保険料率の引き上げ(4/1適用)

業種	雇用保険料	会社負担	本人負担
一般	15/1000	9/1000	6/1000
建設	18/1000	11/1000	7/1000

(2)介護保険料率の引き上げ(3/1適用)

介護保険料	会社負担	本人負担
1.50%	0.75%	0.75%

(3)健康保険料率の引き上げ(3/1適用：山口県)

健康保険料	会社負担	本人負担
9.37%	4.685%	4.685%

(4)国民年金保険料の引き上げ(4/1適用)

15,100円

●雇用保険関係(4/1適用)

(1)雇用保険の適用範囲の拡大

雇用保険の適用基準である「6か月以上雇用見込み」を
「31日以上雇用見込み」に緩和

(2)雇用保険未加入者に対する遡及適用期間の改善

①事業主が被保険者資格取得の届出を行わなかったため
未加入とされていた者のうち、事業主から雇用保険料を
控除されていたことが給与明細等の書類により確認され
た者については、**2年(現行)を超えて遡及適用**

②この場合において、事業所全体として保険料を納付して
いないことが確認されたケースについては、保険料の徴収時
効である2年経過後も保険料を納付可能とし、その納付
を勧奨する。

●労働基準法関係(4/1適用)

(1)時間単位の年次有給休暇の付与

現在は年次有給休暇の付与は1日単位または半日単位
で行われており、時間単位での付与は認められていません
改正により、**労使協定を締結すること**を前提に、**年5日
以内を限度**として時間単位で年次有給休暇を付与するこ
とができるようになります。

(2)60時間を超える時間外労働の割増賃金率の改定

時間外労働の割増賃金率については現在一律25%です
が、1か月の時間外労働が60時間を超える部分について
は、**50%以上**に引き上げられることになりました。
ただし、**中小企業**については施行から3年経過後に改めて
検討とされています。左記の(1)又は(2)に該当する中小
企業が猶予の適用を受けることとなります。また、労使協
定を締結することを前提として、**改正による引き上げ分
(25%から50%に引き上げた差の25%分)の割増賃金
の支払いに代えて、有給休暇を付与する**ことができます。

※猶予される中小企業

(1)資本金または出資の総額が

小売業	5,000万円以下
サービス業	5,000万円以下
卸売業	1億円以下
右記以外	3億円以下

(2)常時使用する労働者が

小売業	50人以下
サービス業	100人以下
卸売業	100人以下
右記以外	300人以下

(3)45時間を超える時間外労働の割増賃金率の引上げ
限度時間(1か月45時間)を超える時間外労働について
現行の25%を超える率とするよう**努める**こととされま
した。

●助成金改正情報

助成金においても、様々な改正(新規助成金等)が行
われています。詳細については、次回の紙面でご紹介す
る予定です。

赤井労務マネジメント事務所

社会保険労務士 赤井孝文

URL <http://www.6064.jp>